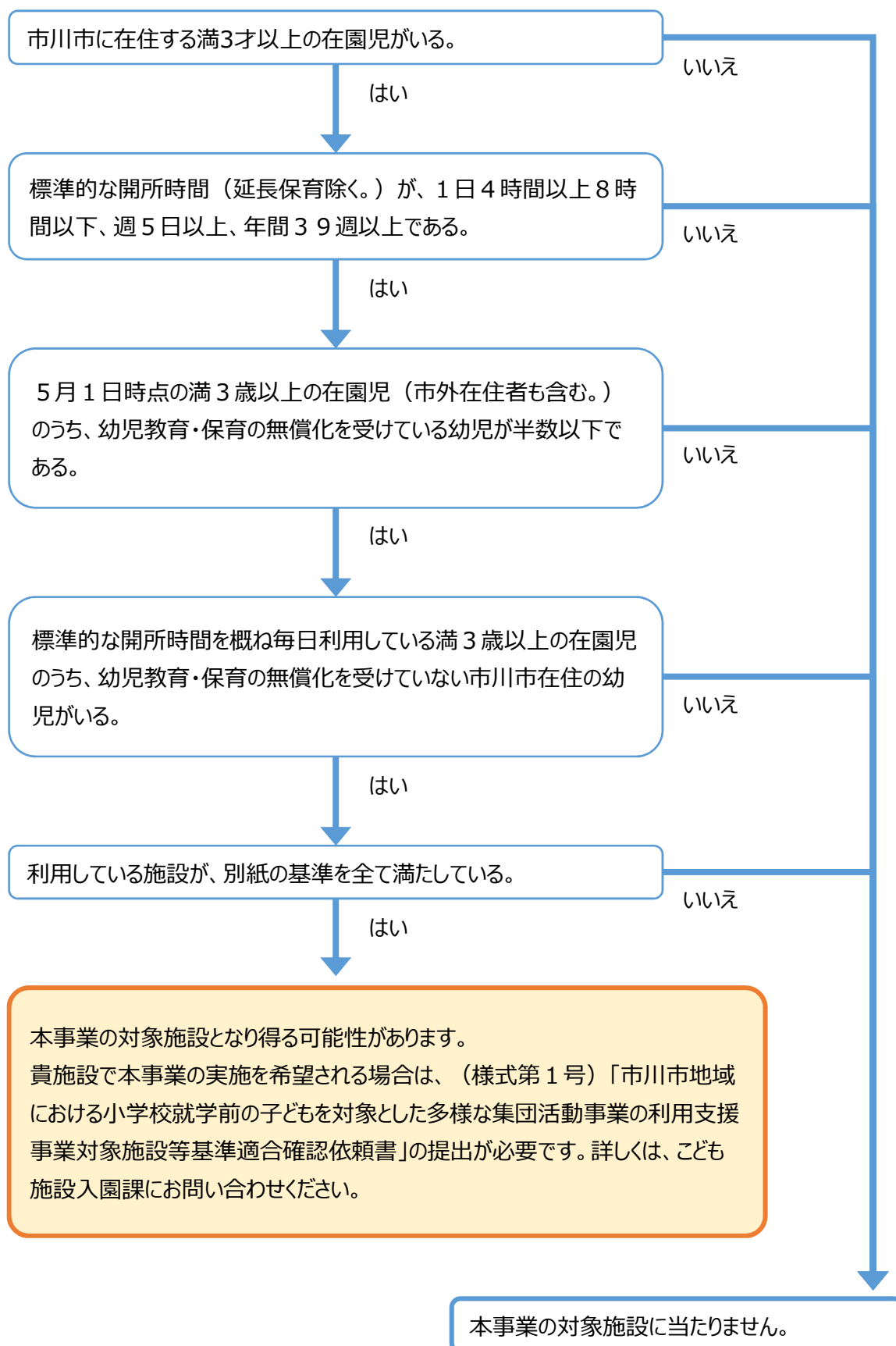


市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の
利用支援事業対象施設 確認フローチャート



別表（第 2 条関係）

対象施設等の適合判定基準

項目	基準の内容
1. 従事する者の数	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 20 人につき 1 人以上とし、満 4 歳以上の幼児 30 人につき 1 人以上であること。ただし、一の施設等につき 2 人を下回ってはならない。
2. 従事する者の資格	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動に従事する者の 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあっては、1 人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）であること。
3. 設備（有する場合）	次に掲げる設備を有すること。 (1) 集団活動を行う部屋（面積が幼児 1 人当たり

	1.65平方メートル以上であるもの。以下「集団活動室」という。)、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合は、必要な調理・保存機能を有する設備）及び便所（手洗設備を含む。） (2) 必要な遊具、用具等	
4. 非常災害に対する措置	建物が設置されている場合	次に掲げる措置を講ずること。 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。
	建物が設置されていない場合	活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
備考 集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、第1号に規定する設備の設置及び第2号に規定する訓練の実施について特に留意すること。		

5. 集団活動内容	次に掲げる事項に留意すること。 (1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食(提供する場合)	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理及び安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理及び安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。
9. 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10. 会計処理	次に掲げる措置を講ずること。 (1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。